



『すすめ。』

迷うことなく

特定創業支援事業

- 羽曳野市で創業するメリット -



登録免許税の軽減措置

- 資本金の0.7%→0.35%に！



日本政策金融公庫の融資制度での優遇

- 新規開業・スタートアップ支援資金において、特別利率(基本金利▲0.4%)が適用に！



創業関連保証の早期利用開始！

- 創業6か月前から利用できます！



当市独自の補助金(最大20万円)の受給対象に！

- 市内創業時の費用(設備・備品・改装)を一部補助！

特定創業支援事業とは



創業支援等事業計画における事業のうち、「経営」・「財務」・「人材育成」・「販路開拓」の知識が身につく継続的的事业です。

創業支援セミナー



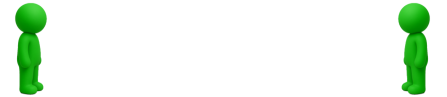
専門家を講師とし、2時間/回の講座を計4日間受講するセミナーを、羽曳野市と富田林市が共同で年4期にわたり開催します。講座は、「経営」・「財務」・「人材育成」・「販路開拓」の4つの分野に関する知識が身につく内容です。

個別相談事項



商工会の経営相談指導員が、セミナー同様4つの分野に関する知識を身に着けることができる個別指導を実施、また創業に関する相談及び支援します。

支援を受けた証明書の発行について



優遇措置適用については、証明書が必要です。「特定創業等支援事業」を修了後、証明書の交付申請を行ってください。

【対象者】

- ・6ヶ月以内に具体的な創業計画を有する個人
 - ・創業後5年未満の個人または法人
- ※証明書は、法人代表者に対して発行します。

【申請期限】

原則、特定創業等支援事業を受けた年度の翌年度末までが期限となります。
※認定書交付は、優遇措置適用を保証するものではありません。
優遇措置適用については、別途審査があります。

連携支援機関(創業支援ネットワークはびきの)



機関名	住所	電話番号	FAX
羽曳野市役所 市民生活部経済労働課	羽曳野市誉田 4-1-1	072-947-3726	072-950-2055
羽曳野市商工会	羽曳野市軽里 1-1-1	072-958-2331	072-956-1950
(株)日本政策金融公庫 阿倍野支店	大阪市阿倍野区松崎町 3-15-12	06-6621-1453	06-6621-1480